

福祉部

平成28年度 重点目標

- 1 地域包括ケアシステム構築に向けた取組
- 2 住民の参加と協働による地域福祉の推進
- 3 生活困窮者の自立支援強化
- 4 共生社会の実現を目指した障がい者支援の充実
- 5 医療費適正化の推進と国保財政の健全な運営

平成28年度 重点目標管理シート

重点目標	地域包括ケアシステム構築に向けた取組		部局名	福祉部	優先順位	1位
総合計画における位置付け	第5編 健康・福祉 第2章 “ひと”と“ひと”が支え合う社会をつくるために 第2節 高齢者が充実した生活を送れる仕組みを整える	まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け	戦略 施策体系	2014市長マニフェスト における位置付け	- 2 -	
第三次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け						
現況・課題	上田市は、高齢者数、高齢化率ともに伸びており、急速に高齢化が進んでいます。また、平均寿命も伸びており、長い高齢期に自分の知識や経験を社会や地域に生かせ、生きがいを持てるような支援、施策が必要となっています。介護保険事業では、団塊の世代（昭和22～24年に生まれた世代）が75歳以上となる2025年に向け、中長期的なサービス・給付・保険料の水準も推計し、施策の展開を図れるように第6期高齢者福祉総合計画（計画期間：平成27～29年度）策定しました。その中で、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に、住み慣れた地域において提供される地域包括ケアシステム構築が、大きな課題となっています。上田市では、地域包括ケア実現のため、独自の事業展開を図っていく必要があります。					
目的・効果	高齢者が住み慣れた地域で元気に生きがいを持って暮らし続けられるように、また支援が必要な高齢者を、できる限り住み慣れた地域で支えられる社会づくりを目指します。具体的には、多様な生活支援の充実 介護予防の推進 医療・介護連携の推進 認知症施策の充実 高齢者の社会参加と地域における支え合い体制づくり 新たな介護予防・日常生活支援総合事業への移行準備、を基本的な視点として地域包括ケアシステム構築に向けた新たな事業展開を図ってまいります。これにより、具体的に地域包括ケアシステム構築が実現していくことになり、平成29年度から介護保険法で実施が義務付けられている新しい介護予防・日常生活支援総合事業の実施に向け、準備を進めることで活力ある新たな高齢化社会の実現を図ることが可能となります。					
取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限（いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告（目標に対する進捗状況・進捗度）	期末報告（目標に対する達成状況・達成度）		
新しい介護予防・日常生活支援総合事業実施に向けたモデル事業の取り組み (1)新規通所型サービスAモデル事業の実施 (2)地域リハビリテーション事業の実施 専門職（理学療法士、健康運動指導士等）派遣 (3)地域サロン設置の推進	(1)年度内実施 (2)年度内実施 (3)年度内実施	(1)5か所を目標に実施 (2)50か所を目標に実施 (3)10か所を目標に実施	(1)新しい介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスAとして、今後新規募集予定 (2)実施地域が72か所（9月末）で目標達成（H27年度末22か所） (3)助成6か所交付決定済。4か所申請準備中	(1)通所サービスA事業について、18か所で実施 (2)地域リハビリテーション86か所で実施 (3)地域サロン16か所に対して助成		
在宅医療・介護連携事業の推進 (1)医療介護関係者間において、情報共有を目的とした資源把握のための検討会の開催 (2)医療介護関係者向けの研修会の開催	(1)年度内 (2)年度内	(1)検討会3回開催 (2)研修会1回開催	(1)在宅医療・介護連携推進事業市町村担当者会議2回実施（5月、8月） 在宅医療・介護連携推進事業研究会1回実施（6月） (2)今後実施予定・・・内容は(1)の担当者会議で検討	(1)在宅医療・介護連携推進事業市町村担当者会議3回実施（上小管内市町村担当者会議5/27、8/27、1/12） 在宅医療・介護連携推進事業研究会4回実施（上小管内市町村、保健福祉事務所、三師会、医療機関、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者で構成し、上小地域「入退院調整ルール」を作成7/12、10/6、12/8、1/27） (2)医療・介護関係者の研修会を3月17日実施 演題：在宅での緩和ケア～その人らしく生きる支援～ 講師：新生病院緩和ケア認定看護師徳竹秀子氏		
認知症施策の実施 (1)認知症初期集中支援チームの設置検討 (2)認知症カフェ設置の推進 (3)認知症高齢者等支援ネットワーク協議会開催	(1)年度内 (2)年度内 (3)9月まで 1回 3月まで 1回	(1)29年度当初設置に向けた準備 認知症初期集中支援チーム 設置検討会3回開催 認知症初期集中支援チーム メンバー研修2名参加 (2)3か所を目標に実施 (3)年2回開催	(1) 認知症初期集中支援チーム設置検討委員会2回開催（4月、8月）・・・(3)の協議会に兼ねて設置 認知症初期集中支援チームメンバー研修2名参加(7月) (2)2か所設置 (3)認知症高齢者等支援ネットワーク協議会1回開催(8月) 認知症高齢者等支援ネットワーク協議会小委員会1回開催(4月)	(1) 認知症初期集中支援チーム設置検討委員会2回開催（認知症高齢者等支援ネットワーク協議会委員が兼務8/1、2/1に開催） 認知症初期集中支援チームメンバー研修2名参加（保健師2名 7/9.10） (2)2か所助成 (3)認知症高齢者等支援ネットワーク協議会2回開催（8/1、2/1） 認知症高齢者等支援ネットワーク協議会小委員会1回開催（4/21）		
特記事項	市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点		取組による効果・残された課題 身近な地域での住民参加による介護予防を推進するため、地域リハビリテーション事業の普及を図ることができた。また、平成29年度から新しい介護予防・日常生活支援総合事業への移行、認知症初期集中支援チームの設置を実現することができた。今後は、市民参加型の取組の推進のため関係者で構成する協議体を設置し検討していきます。また、在宅医療・介護連携事業の一層の推進を図ります。			

重点目標		住民の参加と協働による地域福祉の推進			部局名	福祉部	優先順位	2位
総合計画における位置付け	第4編 健康・福祉ともに支え合い健やかに暮らせるまちづくり 第2章 支え助け合う地域社会をつくる 第2節 住民自らで支える地域福祉力の充実・強化	まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け	戦略 施策体系	2014市長マニフェスト における位置付け	- 2 -			
第三次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け								
現況・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化、核家族化の進展等による地域の相互扶助機能の弱体化、高齢者や障害者等要援護者の増加、自殺・ホームレス・虐待・いじめ等地域の福祉課題の複雑多様化、高齢者等の孤立化・孤立死、大規模災害への対応等新たな問題も発生している。これらに対応した地域ぐるみの取組が必要である。 ・長引く景気の低迷、雇用情勢の改善の遅れなどから生活困窮者の増大が続いており、生活保護率の高止まりが続いている。 							
目的・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・住み慣れた地域で、ともに支え合い、生きがいを持ち、健康で安心して生活できる社会の実現を目指す第二次地域福祉計画（計画期間：H25～29）の3年目であり、自助・共助・公助、地域におけるふれあい・支え合い・助け合いを相互扶助や住民活動の概念として、地域ぐるみで福祉を推進する地域社会の基礎を構築する。 ・稼働能力がありながら働く場が得られない被保護者の就労支援を重点的に行い、自立助長に向けて取り組む。 							
取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限（いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告（目標に対する進捗状況・進捗度）	期末報告（目標に対する達成状況・達成度）				
第二次地域福祉計画に基づく地域福祉の推進 (1)住民支え合いマップの更なる有効活用と定着 ・マップの適切な維持管理と有効活用 (2)地域福祉推進のための啓発活動 ・地域福祉推進リーダー養成講座の開催	(1)通年 (2)2月～3月	(1)要請のある自治会への説明会の実施 (2)社協が委嘱した福祉推進委員を対象として実施	(1)マップ活用のための自治会説明会を実施し、新たに1自治会で取り組み中。更新時期や方法、説明会については社協と協議中。紙ベースであった登録者の情報を電子データ化 (2)3月の開催に向けて準備中	(1)マップ活用のための自治会説明会を実施し、新たに1自治会で取り組み中。更新時期や方法、説明会については社協と協議し、データベース化や今後の方針について検討を実施。 (2)3月17日にリーダー養成講座を開催し、民生委員・児童委員、主任児童委員、福祉推進委員の皆さんの地域における「連携・協働」をテーマに活動事例を交えて実施。（参集：民生委員・児童委員、主任児童委員、福祉推進委員、自治会長 約800名）				
民生委員・児童委員の一斉改選	6月～1月	自治会長への推薦依頼（6月） 民生委員推薦会の開催（8月） 委嘱書伝達（12月） 事務引継ぎ（11月～1月） 新任委員研修（1月）	推薦依頼を5月末で依頼し、推薦会を8月に実施。推薦状況は、334名のうち293名（87%）。10月上旬に2回目の推薦会、12月に委嘱状伝達・感謝状贈呈式を予定	自治会長へ推薦依頼を5月末に依頼し、推薦会を8月25日、10月7日に開催。委嘱伝達式を12月8日、感謝状贈呈式を12月21日（退任委員191名）に開催。12月の委嘱式時点では、330名の委嘱となっていたが、3月末で定数334名のうち333名の委嘱。 11月に引継ぎを行い、12月26日に新任委員研修を実施。				
特記事項	市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点			取組による効果・残された課題				
	住民支え合いマップをいざというときに使える体制を自治会内に整備してもらうため、説明会を実施し啓発に努めるとともに、要援護者の情報が確実に更新されるよう自治会、社協と連携を図る。			住民支え合いマップの更なる推進と更新作業の定着化を推進する必要がある。				

重点目標		生活困窮者の自立支援強化		部局名	福祉部	優先順位	3位
総合計画における位置付け	第4編 健康・福祉ともに支え合い健やかに暮らせるまちづくり 第2章 支え助け合う地域社会をつくる 第3節 社会保障制度の適正な運用による福祉の増進	まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け	戦略 施策体系	2014市長マニフェスト における位置付け		- 2 -	
第三次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け							
現況・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化、核家族化の進展等による地域の相互扶助機能の弱体化、高齢者や障害者等要援護者の増加、自殺・ホームレス・虐待・いじめ等地域の福祉課題の複雑多様化、高齢者等の孤立化・孤立死、大規模災害への対応等新たな問題も発生している。これらに対応した地域ぐるみの取組が必要である。 ・長引く景気の低迷、雇用情勢の改善の遅れなどから生活困窮者の増大が続いており、生活保護率の高止まりが続いている。 						
目的・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・住み慣れた地域で、ともに支え合い、生きがいを持ち、健康で安心して生活できる社会の実現を目指す第二次地域福祉計画（計画期間：H25～29）の3年目であり、自助・共助・公助、地域におけるふれあい・支え合い・助け合いを相互扶助や住民活動の概念として、地域ぐるみで福祉を推進する地域社会の基礎を構築する。 ・稼働能力がありながら働く場が得られない被保護者の就労支援を重点的に行い、自立助長に向けて取り組む。 						
取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限（いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告（目標に対する進捗状況・進捗度）	期末報告（目標に対する達成状況・達成度）			
生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者支援を適切に行う。 (1)就労準備支援事業の実施 (2)家計相談支援事業の実施 (3)子どもの学習支援事業の実施	(1)6月～3月 (2)4月～3月 (3)5月～2月	(1)就労未経験者等の就労に向けた支援事業で職場体験や求職活動のノウハウなどの習得を支援。委託事業者を6月までに決定し実施する。 (2)社協のまいさば上田に職員を配置し家計管理面からの支援を実施。 (3)生活保護受給世帯の中学生の高校進学に向けた学習支援の実施。	(1)8月に支援委託事業者として「まるこ福祉会」を選定し、生活保護受給者を含め10名を目標に支援を実施 (2)4月から職員を配置し、9月末において10名に対して家計管理や債務整理等の支援を実施。(3)8月からシルバー人材センターに委託し、生活保護受給世帯の中学生3名に対し実施	(1)「まるこ福祉会」が委託業者となり、生活困窮者7名、生活保護受給者3名に対して日常生活面の自立を中心に支援を実施した。 (2)「まいさば上田」に職員を配置し、家計管理や債務整理等の支援が必要とされた21名に対して、家計に関する支援を実施した。 (3)生活保護受給世帯の中学生3名に対し、シルバー人材センターに登録した教員0Bが自宅訪問により実施し、内2名が高等学校に合格した。			
適切な生活保護の実施と制度の運用 (1)就労自立給付金等の活用による就労自立 (2)看護師同行訪問等により特定検診受診を高める (3)後発医薬品の利用促進	通年	(1)5世帯以上の自立 (2)40人以上の受診 (3)使用割合75%以上	(1)5世帯に就労自立給付金を活用した支援を行い、3世帯が就労を開始し、うち1世帯が自立となった。 (2)看護師との同行訪問等(110件：月平均18件)により、7人が特定健診受診 (3)後発医薬品利用を促し、7月末現在で使用割合は77.0%	(1)9世帯に対して「就労自立給付金」を活用した支援を行い、7世帯が就労を開始し内1世帯が「就労自立給付金」の活用により生活保護から脱却した。 (2)看護師との同行訪問や窓口での健康指導等を2月末現在で延べ201件(月平均18件)実施した。これにより、生活保護受給者のうち42人が特定健診を受診した。 (3)1月診療分のレセプトにおける後発医薬品の使用割合は83.3%であった。			
社会就労センターの廃止及び移譲に向けた事務を適切に行う。 (1)利用者の意向に配慮した対応。 (2)上田事業所は廃止、武石事業所は事業者選定に向けた取組を行う。	(1)通年 (2)4月～12月	(1)民間の就労支援施設への紹介等適切な対応 (2)武石事業所は不動産鑑定の結果により、移譲方法等を再検討し事業者選定を実施する。	(1)利用者全員とケースワーカーと共に懇談を実施し民間施設への紹介や生活保護受給者への説明、高齢者への助言などを実施 (2)武石事業所の不動産鑑定は終了し、この結果を基に民間への移譲に向けた方法や条件等について、10月開催の市政経営会議等において協議するため、資料等を作成中	(1)上田事業所について、希望する利用者は他施設に移り、高齢等の利用者は引退となり、3月末に廃止した。 (2)武石事業所は、市政経営会議で移譲の方向性が確認され、来年度業者選定を行う。			
低所得高齢者向け給付金、障害・遺族年金受給者向け給付金、平成28年度版臨時福祉給付金の適切な支給	通年	申請分を年度内に完全給付	低所得の高齢者向け給付金については、予定どおりの受付を終了し、障害・遺族基礎年金受給者向け給付金と平成28年臨時福祉給付金についても、9月から受付を開始し、年度内の支給を予定	低所得の高齢者向け給付金、障害・遺族基礎年金受給者向け給付金と平成28年臨時福祉給付金については、予定どおりの受付を終了し、平成28年臨時福祉給付金（経済対策分）についても3月から受付を開始した。			
特記事項	市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点		取組による効果・残された課題				
	就労の準備支援事業、就労自立給付金、家計相談事業等により生活保護者の自立に向けた取組の実施。医療費扶助を抑えるため、特定健診の受診率を高める取組の継続的な実施。臨時福祉給付金の速やかで適正な支給。						

平成28年度 重点目標管理シート

重点目標		共生社会の実現を目指した障がい者支援の充実		部局名	福祉部	優先順位	4位
総合計画における位置付け	第4編 健康・福祉 ともに支え合い健やかに暮らせるまちづくり 第2章 支え助け合う地域社会をつくる 第1節 共生社会の実現を目指す障がい者支援の充実	まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け	戦略 施策体系	2014市長マニフェスト における位置付け		- 2 -	
第三次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け							
現況・課題	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人が住み慣れた地域で、日常生活や社会生活を送るためには、障壁となるような施設や制度、慣習、文化などを除去し、障がいに対して個人や社会が一層の理解を深めていかなければならない。 急激な高齢化の進展は、障がいのある人とその介助者にとって重要な課題となっており、親亡き後の生活の安定と医療的ケアの必要な障がいのある人への支援の充実が必要となっている。 障がいのある人が地域における自立と社会参加を更に推進するためには、働きたい意欲や技術を持った方が就労できるようにするための支援が求められている。 						
目的・効果	<ul style="list-style-type: none"> 障がいの有無に関わらず、全ての市民が住み慣れた地域で、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現につながる。 						
取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限（いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告（目標に対する進捗状況・進捗度）	期末報告（目標に対する達成状況・達成度）			
障がいへの理解と啓発 平成28年4月に障害者差別解消法が施行されたことを踏まえ、 (1) 障がいを理由とした差別に対応した相談体制の確立 ・窓口における相談マニュアルの検討 ・圏域の実務者会議、代表者会議の開催 (2) 職員の障がいへの理解の向上 ・窓口における適切な対応をするための障がいの理解 (3) 市民等への普及・啓発 ・住民ニーズに応じた制度説明や意見交換	(1) 4月～ (2) 4月・10月 (3) 通年	(1) 障がいを理由とした差別の相談事案があった場合の対応マニュアルを検討し、事案によっては、圏域内で実務者会議・代表者会議による情報の共有を図ります。 (2) 障がいのある方への職員対応要領【窓口対応マニュアル】を印刷製本し、非常勤職員を含む全職員へ配付するとともに、4月には新任職員研修、10月には一般職員研修を開催します。 (3) 関係団体との懇談を年1回開催するとともに、必要に応じて出前講座等を随時開催します。圏域で作成したリーフレットを5月に全戸、関係機関等へ配付します。	(1) 障がいを理由とした差別事案(4件)について、関係機関への助言を行うとともに、圏域の権利擁護委員会(実務者会議)において情報共有を行いました。 (2) 障がいのある方への職員対応要領【窓口対応マニュアル】の冊子を、9月に全職員に配付しました。4月に新任職員及び管理職員を対象とした研修を実施するとともに、10月の一般職員研修に向けた準備を行いました。 (3) 出前講座を1回実施するとともに、障がい者団体等の総会などで障害者差別解消法について周知を図りました。圏域で作成したリーフレットを6月に全戸及び関係機関等に配付しました。	(1) 障がいを理由とした差別事案(6件)について、関係機関への助言を行うとともに、圏域の権利擁護委員会(実務者会議)において情報共有を行いました。 (2) 障がいのある方への職員対応要領【窓口対応マニュアル】の冊子を、9月に全職員に配付しました。4月に新任職員(63人)及び管理職員(18部113課)を対象とした研修を実施するとともに、10月には一般職員(195人)を対象に研修を実施しました。 (3) 出前講座4回実施するとともに、障がい者団体等の総会などで障害者差別解消法について周知を図りました。圏域で作成したリーフレットを6月に全戸及び関係機関等に配付するとともに、広報うえだ12月号と2月号で障がいについての啓発を行いました。			
障がい特性に応じた支援体制の充実 (1) 地域生活支援拠点等の検討 ・緊急時の受入体制の整備 ・医療的ケアが必要な障がい児者への支援体制の構築 ・一般相談支援事業所の指定を推進 (2) 障がい者の権利擁護の推進 ・障がい者虐待の防止と適切な虐待対応	(1) 通年 (2) 通年	(1) 地域生活支援拠点等を平成29年度から実施できる体制の整備を進めます。 ・緊急時の受入体制にあたっては、具体的な支援体制の構築を図ります。 ・医療的ケアが必要な障がい児・者の入院中の見守り支援と移動支援の体制整備を進めます。 ・24時間の相談体制の充実に向けては、関係事業所への協力を依頼するとともに、障がいのある方が地域で暮らしていけるよう、地域定着支援台帳の整備を図ります。 (2) 障がい者虐待事案に対して、迅速に、適切な支援をします。施設従事者による虐待を防止するために、研修会への積極的な参加を呼びかけます。	(1) 地域生活支援拠点等の整備に向け、入所施設を持つ、社会福祉法人との調整会議やプロジェクト委員会で検討を進めました。 ・緊急時の受け入れ体制の方向性を見出すことができました。 ・医療的ケアが必要な障がい児・者の支援については、ワーキングチームでの検討を進めています。 ・地域定着支援台帳の必要な方のリストアップを行い、台帳整備を進めています。 (2) 虐待相談・通報(5件)に対して、迅速に対応をするとともに、関係機関と連携し、適切な支援を行いました。また、施設従事者へ虐待防止研修会への参加呼びかけを行いました。	(1) 地域生活支援拠点等の平成29年4月1日運用に向け、入所施設を持つ、社会福祉法人との調整会議やプロジェクト委員会で検討を進めました。 ・緊急時の受入にあたっては、輪番制等により常時1床の確保が行える体制の整備を図りました。 ・医療的ケアが必要な障がい児・者の支援については、ワーキングチームで検討を行い、次年度に向けた方向性を見出すことができました。 ・地域定着支援台帳の整備を進め、68人の台帳の整備ができ、緊急時の対応に活用します。 (2) 虐待相談・通報(11件)に対して、迅速に対応をするとともに、関係機関と連携し、適切な支援を行いました。また、施設従事者へ虐待防止研修会への参加呼びかけを行いました。			
障がいのある方の経済的な自立を支援 (1) 平成28年度優先調達推進方針の策定 ・平成27年度実績の把握と検証 (2) 平成28年度調達方針に基づき調達の推進 ・庁内への協力依頼 ・事業所への説明会を開催し協力依頼 ・補助金等交付団体への協力依頼	(1) 4月 (2) 5月～	(1)(2) 平成28年度当初に方針を策定し、障害者就労施設からの物品等の受発注の機会の増加を図ることで、障がいのある方の経済的な自立を支援します。 (平成28年度目標額：4,000千円)	(1)(2) 平成28年度の調達方針を定め、事業所への説明会の開催や庁内への協力依頼等を行いました。	(1)(2) 平成28年度の調達方針に基づき、障害者就労施設からの物品等の受発注の機会の増加を図るため、関係課への協力や補助金等の交付団体への協力依頼も行いました。			
特記事項	市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点		取組による効果・残された課題				
	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年4月に障害者差別解消法が施行されたことから、市民等への周知や制度の説明を行います。 地域生活支援拠点の整備にあたっては、関係機関等と連携を図り進めます。 障がい者の経済的な自立を支援するために、市の補助金等を活用する団体等へ障害者就労施設等からの物品等の優先的な調達の協力を求めます。 		<ul style="list-style-type: none"> 障害者差別解消法に規定される「障がいを理由とした差別の禁止」と「合理的配慮の提供」の市民等へさらなる周知が必要でです。 平成29年4月1日から地域生活支援拠点等の運用が始まることから、緊急時のショートステイ事業の検証や定着支援台帳の整備を促進します。 障害者就労施設等からの物品等の優先的な調達に関して、調達額が頭打ちとなっている状況があり、抜本的な対応が必要となっています。 				

平成28年度 重点目標管理シート

重点目標		医療費の適正化推進と国保財政の健全な運営		部局名	福祉部	優先順位	5位
総合計画における位置付け	第4編 ともに支え合い健やかに暮せるまちづくり 第2章 支え助け合う地域社会をつくる 第3節 社会保障制度の適正な運用による福祉の増進	まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け	戦略 施策体系		2014市長マニフェスト における位置付け	1-2- -1-	
第三次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け							
現況・課題	<p>(1)平成27年5月に成立した「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部改正」により、平成30年度からの国保都道府県単位化が進められています。県では国から示されたガイドラインにより、市町村が県に納める国保事業納付金の算定方式や標準的な税率を示すこととなっており、今後の動向に十分注意しながら対応する必要があります。</p> <p>(2)国保運営が県単位化となっても、適用、賦課、徴収、給付（受付）、保健事業は市町村に残ることとなっています。独自事業の財政的な裏付けがないため上田市独自給付制度の見直しの検討が必要です。</p> <p>(3)国保レセプト情報、特定健診データ、介護データを合わせたKDBシステムを活用するデータヘルス計画では、上田市国保被保険者の健康課題として、要介護の最大原因疾患となっている脳血管疾患と糖尿病の重症化予防を優先して取り組むことが必要とされています。また、40歳になって初めての特定健診受診で有所見者が多い傾向があり、40歳未満に対する健診実施による早期発見、予防が求められています。</p> <p>(4)特定健診実施率は、少しずつ向上してはいるものの、依然として県内平均には及ばず、実施率向上が課題となっています。</p>						
目的・効果	<p>(1)国保都道府県化にあたっては、県が市町村ごとの医療費水準、所得水準を考慮して納付金を決定することから、県内市町村の保険料（税）の平準化が図られ、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化が推進されます。</p> <p>(2)国保都道府県化に際しては、収納率の向上、医療費の適正化の取り組みを進めることで、国保被保険者の負担を軽減することが可能となるよう市町村にインセンティブを与えること（保険者努力支援制度）により、保険者機能の役割が発揮され、国保の財政基盤の強化が図られます。</p> <p>(3)特定健診・特定保健指導実施率の向上により、生活習慣病の早期発見・予防、また糖尿病等の重症化防止に努めることで、国保被保険者の健康増進と医療費の適正化を図るとともに、将来的な国保財政の健全運営に資することができます。</p>						
取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限（いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告（目標に対する進捗状況・進捗度）	期末報告（目標に対する達成状況・達成度）			
<p>医療費適正化への取り組み</p> <p>(1) 特定健診・特定保健指導実施率の向上を図り、生活習慣病の早期発見・予防により被保険者の健康増進、関連医療費の節減を図ります。</p> <p>(2) 30歳～39歳までの若年健診を実施し、生活習慣病の早期発見・予防、重症化防止と健診受診への意識付けを行います。</p> <p>(3) 療養費等における取組みの強化 海外療養費や柔道整復療養費の調査に加え、第三者賠償請求や保険者間調整など適正化に向けた取り組みを進めます。</p> <p>(4) 後発医薬品利用促進 後発医薬品利用差額通知の対象を差額200円以上（現在300円）に拡大して該当者に送付し、一層の利用促進を図ります。</p>	<p>(1)6月～1月</p> <p>(2)6月～1月</p> <p>(3)通年、9月～11月</p> <p>(4)9月、2月に差額通知</p>	<p>(1)特定健診実施率 40%</p> <p>(2)若年健診実施率 10%（380人）</p> <p>(3)適正受診の周知を図り、国の指導に基づいた審査の実施</p> <p>(4)後発医薬品利用率 67%</p>	<p>(1)5月に該当者全員に受診券等を送付し、9月には健診未受診者に受診勧奨兼休日集団健診申込み通知を送付し受診勧奨等を実施した（約23,500通）。また、11月～12月の日曜日4日間（5会場）で休日集団健診を実施するよう準備を進めている。</p> <p>(2)9月に健診未受診者全員に対し受診勧奨兼休日集団健診申込み通知を送付し受診勧奨等を実施した（約2,700通）。集団健診申込者は約200人。</p> <p>(4)8月に広報うえだで利用促進を勧奨する記事を掲載するとともに、9月に差額200円以上となる該当者1,260人に差額通知を送付し、利用促進を図った。（7月末時点使用割合69.4%）</p>	<p>(1)・特定健診受診率向上のための未受診者対策として、9月に未受診者に受診勧奨兼休日集団健診申込み通知を送付し（約23,500通）、11月～12月の日曜日4日間（5会場）で休日集団健診を実施し、278人が受診した。</p> <p>・広報うえだに受診期間を通し4回の受診勧奨等の記事を掲載し周知するとともに、10月には40～55歳の節目年齢者を対象に電話での受診勧奨を行った。</p> <p>2月末暫定受診率：35.0%</p> <p>(2)9月に申込者のうち未受診者全員に対し受診勧奨兼休日集団健診申込み通知を送付し（約2,700通）受診勧奨等を行った。更に1月にも個別・集団申込者のうち未受診者に対して受診勧奨はがきを送付した。（約100通）</p> <p>若年健診受診者：288人（個別健診：126人、休日集団健診：162人）</p> <p>(3)柔道整復療養費調査94件を実施。74件（783.7%）の回答を得て適正な給付を確認した。第三者賠償請求、保険者間調整ともに迅速な対応により、適正な請求や調整による精算を行うことができた。</p> <p>(4)8月に利用促進の勧奨記事を広報うえだに掲載し啓発を図り、利用差額200円以上となる該当者に差額通知を2回送付し、利用促進を図った（9月：1,260通、2月：1,197通）。平成29年1月末時点の使用割合は71.9%</p>			
<p>国保収納業務における収納推進課との連携の推進</p> <p>(1) 収納管理課と連携し、口座振替の推進するとともに、滞納者へ折衝機会を確保するために被保険者証の窓口交付を実施します。</p> <p>(2) 適切な賦課を行うため、国民年金喪失者リストを利用した資格の確認及び脱退届出の勧奨を推進します。</p>	<p>(1) 通年</p> <p>(2) 通年</p>	<p>(1) 口座振替勧奨文の送付及び短期被保険者を対象にした窓口交付</p> <p>(2) 脱退届出勧奨通知の送付</p>	<p>(1)7月当初納税通知書発送時に口座振替申込みはがきを同封するとともに、窓口での国保加入手続する方に対し、口座振替による納付の勧奨を行った。</p> <p>また、9月末に、保険証の窓口交付を実施。呼び出し期間中は窓口時間を延長した。対象世帯は859世帯</p> <p>(2)国民年金喪失者リストを活用し、脱退勧奨通知を送付した。また、勧奨通知に応じない者には、再勧奨通知の送付を行った。</p>	<p>(1)・窓口来庁者に口座振替納付を勧奨するとともに、毎月の更正通知書発送時に口座振替以外の者に対し、口座振替申込みはがきを同封し口座振替の勧奨を行った。</p> <p>・9月末に引き続き3月末に保険証の窓口交付を実施。呼び出し期間中は窓口時間の延長、休日窓口を設定した。対象世帯は465世帯</p> <p>(2)国民年金喪失者リストを活用し、脱退勧奨通知を送付した。また、勧奨通知に応じない者には、再勧奨通知の送付を行った。</p>			
<p>都道府県単位化に向けた準備及び国保税率の検討</p> <p>(1) 平成30年度の制度改正に向けた、システム改修や業務体制見直し等の準備を進めます。</p> <p>(2) 県では、都道府県単位化に向けて、現状での納付金の試算数値を示すため、それを参考にして、平成29年度、30年度の税率の検討を行います。</p>	<p>(1) 9月まで</p> <p>(2) 3月まで</p>	<p>(1) 納付金を算定するデータを県へ提出するためのリームシステム改修及び制度改正後に使用するシステムの選定。（国で配布されるパッケージからリームシステム改修かを検討）</p> <p>(2) 30年度を見据え、29年度税率改定の必要性を判断</p>	<p>(1)6月に市政経営会議に諮り、現行システムの継続運用を決定し、納付金算定データ作成のためのシステムの修正を実施した。また、9月のシステム導入移行調査でその旨回答した。</p> <p>(2)県へ支払う納付金の算定に必要なデータを10月に提出予定。県がデータを基にして算出する平成29年度分の納付金が平成29年1月提示される予定。その数値を基準にし、税率の検討を行う。</p>	<p>(1)6月に市政経営会議に諮り、現行システムの継続運用を決定し、納付金算定データ作成のためのシステムの修正を実施した。また、9月のシステム導入移行調査でその旨回答した。</p> <p>(2)平成29年度の国保税率については据え置きを決定。平成30年度については、第2回目の試算結果により、平成29年度中に税率改定を行う。なお、最終試算結果は、平成29年8月ごろの予定であり、その結果を考慮したうえでの改定を行う。</p>			
<p>「常設の年金相談所」の設置要望の取組</p> <p>年金事務所から離れた地域においては、多くの住民が利便性を損なうこととなります。このため、上田市に年金関係の行政機関がないことから日本年金機構で設置を進めている「常設の年金相談所」の設置に向け要望活動を行います。</p>	<p>要望活動 通年 (要望書提出 年内)</p>	<p>(1) 日本年金機構への要望活動の実施（要望書の提出等）</p>	<p>(1) 要望書を年内に提出する予定で、小諸年金事務所と協議を進めている。</p>	<p>(1)平成28年12月1日に日本年金機構から、現在の「上田年金相談室」に替え、常設型の年金相談所を開設したい意向が示された。その後、管理課等関係課所、日本年金機構と調整を進め、駅前ビルバレオ6階に「街角の年金相談センター上田（オフィス）」が平成29年4月25日（火）に開設されることになった。</p>			
<p>市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点</p> <p>・30～39歳の被保険者に対し低額で受診できる健診機会を提供することで、より早期からの生活習慣病の発見・予防を図り、健診受診の習慣化や健康づくりの支援を行うことができます。</p> <p>・後発医薬品利用差額通知の対象者拡大により、より多くの方に後発医薬品利用促進の周知を行うことができ、被保険者の医療費負担の軽減につなげることができます。</p>	<p>取組による効果・残された課題</p>		<p>・特定健診については様々な取組を行ったが、受診率は伸びておらず、診療情報や職場での健康診断データの確保等一層の取組強化が必要となっている。また、後発医薬品利用促進では、差額通知対象者拡大の効果もあり利用率は伸びており、今後も利用勧奨等に引き続き取り組んでいく。</p> <p>・常設型年金相談所の開設が決定されたことは、この間長年の陳情・要望活動の成果と考えられる。</p>				